

第2編 大学 > 第7章 学生生活

麗澤大学学友会に関する規程

昭和52年4月1日制定
平成29年4月1日最近改正

(学友会)

第1条 本学に、学友会を置く。

(学友会の意義)

第2条 学友会は、本学の教育目的の実現に努めるとともに、学生の自治の訓練、教養の向上、情操の純化、健康の増進をはかる諸活動を行う。

(会員)

第3条 本学学部学生は、すべて学友会会員となる。ただし、大学院生及び別科生は会友とする。

(規程の適用)

第4条 学友会の諸活動に関しては、麗澤大学学生の集会・掲示・団体活動等に関する規程を遵守しなければならない。ただし、その活動が日常的なものであって、年度始めに許可を受けた活動に関しては、同規程第1条及び第2条に規定する手続を免除する。

(事務の所管)

第5条 この規程に関する事務は、大学事務局学生支援グループが所管する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、学生委員会で検討し、協議会の議を経て、学長がこれを定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、昭和60年4月1日から改定施行する。
- 3 この規則は、平成2年4月1日から改定施行する。
- 4 この規則は、平成4年4月1日から改定施行する。
- 5 この規則は、平成8年4月1日から改定施行する。
- 6 この規程は、平成18年4月1日から改定施行する。
- 7 この規程は、平成24年4月1日から改定施行する。
- 8 この規程は、平成29年4月1日から改定施行する。